



いのち支える

学校における児童生徒の 自殺関連行動への対応 (関係機関～事例編)

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人
いのち支える自殺対策推進センター (JSCP)
Japan Suicide Countermeasures Promotion Center

地域連携推進部・学校連携担当 松田芳明

児童生徒の自殺関連行動を 発見した際の初動対応

情報の把握 (誰かが自殺の危機に気付く)

- ・自殺をほのめかす会話や発言、メモや絵、SNS等ネットへの書き込み
- ・保護者や友人等からの自殺の危機や、心配についての連絡
- ・自傷行為
- ・大量服薬 など

他機関からの情報収集

- 【要保護児童対策連絡協議会として】
- ・要保護児童対策地域協議会から虐待歴等(家庭の状況)を収集
 - ・教育相談室等から相談履歴等の確認
 - ・



生命の危険あり



警察・救急へ

校長へ迅速に報告

校長による報告(第一報)

教育委員会事務局
(指導主事へ)



校内の危機対応組織の招集

- ・生徒指導主事・教育相談担当、学年主任、担任、養護教諭、生徒と関りの深い教員、スクールカウンセラー等による協議
- ・必要に応じて緊急ケース会議の実施

①事実関係の確実な把握

- ◆多方面からの情報収集
→聞き取りの他、アンケートの記述や作文、制作物
- ◆いじめの有無
- ◆教師の指導内容

- ・スーパーバイザー派遣検討
- ・情報共有
- ・助言
- ・関係機関との連携



児童生徒の自殺関連行動を 発見した際の初動対応 つづき①

校長へ迅速に報告

校長による報告(第一報)

教育委員会事務局
(指導主事へ)

校内の危機対応組織の招集

- ・生徒指導主事・教育相談担当、学年主任、担任、養護教諭、生徒と関りの深い教員、スクールカウンセラー等による協議
- ・必要に応じて緊急ケース会議の実施

①事実関係の確実な把握

- ◆多方面からの情報収集
→聞き取りの他、アンケートの記述や作文、制作物
- ◆いじめの有無
- ◆教師の指導内容

- ・スーパーバイザー派遣検討
- ・情報共有
- ・助言
- ・関係機関との連携

②緊急対策会議の実施

- ◆収集することができた情報の共有
- ※いじめの有無
- ※教師の指導内容

★具体的対応策の決定

当該児童生徒への対応

当該児童生徒の保護者への対応

周囲の児童生徒の対応



児童生徒の自殺関連行動を 発見した際の初動対応 つづき②

当該児童生徒への対応

- 一人にしない、安心させる、傾聴する
- ◆児童生徒のペースに合わせて話を聞く、安心させること
- ◆「秘密にしてほしい」訴えにも『安全』を優先し必ず組織で対応する心構えを（教員一人での対応は不可能）

TALKの原則

Tell:言葉にして心配していることを伝える
Ask:「死にたい」気持ちについて、素直に尋ねる
Listen:絶望的な気持ちを傾聴する
Keep Safe:安全を確保する

- ◆安全確保
- ◆再発防止に向けた心理教育の実施
- ◆確実な見守り
 - ・見守り体制の確立
 - ・一人で下校させない
 - ・状況に応じ学級担任、養護教諭、SCとの面談

◆当該児童生徒の支援

- ・学校
- ・教育相談室
- ・医療機関

当該児童生徒の 保護者への対応

- ◆情報共有と相談
- ◆背景事情の把握
- ◆自宅における見守り体制の確認
 - ・家庭内危険物の除去
- ◆翌日以降の登下校の方法を確認
- ◆自殺対策部署についての情報提供（状況悪化への備え）

希死念慮の原因が
保護者である場合に
についても想定しておく
(子家セン等の情報が重要)

◆家庭への支援

- ・学校
- ・教育相談室
- ・自殺対策部署
- ・保健所
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・民生・児童委員
- ・医療機関

周囲の児童生徒の対応

- ◆影響を受けそうな児童生徒への配慮と心理教育（SCとの密接な連携）
- ◆高学年では友達から「死にたい」相談を受けた場合に、周囲の大人につながることが重要

きょうしつの原則

き:気付いて
よ:よく聴き
う:受けとめて
し:信頼できる大人に
つ:つなげよう

<個別対応>

- ◆個別支援計画の作成
- ◆必要であれば合理的支援の実施
- ◆家族との連携
- ◆友人間の調整
- ◆他機関との連携

◆周囲の児童生徒支援

- ・学校
- ・教育相談室



いのち支える

事例紹介<その1>

世帯の状況

- 祖父(父方)
- 祖母(父方)
- 本人(中学2年生)
- 父(海外勤務)

<離婚して別居>

- 母(外国人)
- 弟(次男・小学生)
- 弟(三男・小学生)

*個人情報については加工しています



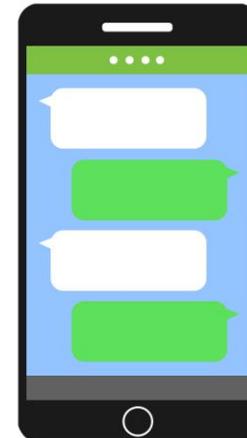
希死念慮の認知

いのち支える

- ①本人(中学2年生)が、SNSのステータスに「消えてしまいたい」との書き込みをする。
- ②友人がその書き込みを発見し、自身の保護者と相談
- ③友人の保護者が学校に連絡



★学校としての対応を開始



児童生徒の自殺関連行動を 発見した際の初動対応

情報の把握 (誰かが自殺の危機に気付く)

- ・自殺をほのめかす会話や発言、メモや絵、SNS等ネットへの書き込み
- ・保護者や友人等からの自殺の危機や、心配についての連絡
- ・自傷行為
- ・大量服薬 など

他機関からの情報収集

- 【要保護児童対策連絡協議会として】
- ・要保護児童対策地域協議会から虐待歴等(家庭の状況)を収集
 - ・教育相談室等から相談履歴等の確認
 - ・



生命の危険あり



警察・救急へ

校長へ迅速に報告

校長による報告(第一報)

教育委員会事務局
(指導主事へ)



校内の危機対応組織の招集

- ・生徒指導主事・教育相談担当、学年主任、担任、養護教諭、生徒と関りの深い教員、スクールカウンセラー等による協議
- ・必要に応じて緊急ケース会議の実施

①事実関係の確実な把握

- ◆多方面からの情報収集
→聞き取りの他、アンケートの記述や作文、制作物
- ◆いじめの有無
- ◆教師の指導内容

- ・スーパーバイザー派遣検討
- ・情報共有
- ・助言
- ・関係機関との連携



情報の把握〔やるべきことの全体像〕

- ①情報をくれた生徒（友人）のスマートフォンでSNSのステータスの確認。
- ②**教育委員会（指導主事）**への第一報
- ③**小学校からの引継ぎ内容**の再度の確認
 - 小学校高学年で、母と別居し、祖父母と同居。
 - 母の下から通学していた学校でいじめがあったため、転校したとの記録
- ④**要保護児童対策地域協議会との連携**（情報収集）
 - 小学校低学年の時、父と母が離婚
 - 離婚後、母と兄弟と暮らしていたが、生活保護を受給するなど、要保護家庭となる



情報の把握〔やるべきことの全体像〕

④ 要保護児童対策地域協議会との連携（情報収集）

- 小学校低学年の時、父と母が離婚
- 離婚後、母と兄弟と暮らしていたが、生活保護を受給するなど、要保護家庭となる
- 突然、家族で海外移住することに（母の都合）
- ここで、要保護児童対策地域協議会との関係が切れる

⑤ 転校前の小学校からの情報収集

- 数年前、帰国（他県に居を構える）。
- いじめられたときのトラブルで、事実として確認できたものは、1回のみ（校庭での喧嘩）。



いのち支える

情報の把握〔友人から〕+友人支援

- ①情報をくれた生徒（友人）のスマートフォンでSNSのステータスの確認。
- ②その他、友人から最近の気になる様子等について、聞き取りを行う。
- ③さらに、LINEでつながっている他の生徒を確認し、その生徒たちとの面談を計画（生徒の保護者への許可を得る）する。
- ④生徒たちには、学校が責任をもって対応することを伝え、気になること等あれば、いつでも、相談できることも伝える。



情報の把握〔本人から〕+本人支援



- ①本人との面談を担当と学年主任で行う。
- ②SNSのステータスへの書き込みの内容について確認をする。学校生活や家族等のことでの困り感などについて話をする
- ③希死念慮について、本人も認める。
「クリスマスまでには死んでしまいたい」
- ④原因やそう思ったきっかけについては、話さない。
- ⑤祖父母にも、そう思っていることを伝えることについて承諾してくれた。(母については、拒否された)
- ⑥定期的なスクールカウンセラーとの面談も受け入れる。



いのち支える

情報の把握〔祖父母から〕+保護者支援

- ①面談を担当と学年主任で行う。
- ②希死念慮があることを伝える。
- ③原因やきっかけについては、不明。
- ④家庭内の危険物等の撤去
- ⑤明日以降の、登下校の受け渡し
(時刻を少しずらし、祖父母と登校、教員と下校)
- ⑥非常の際の連絡先(学校側)の通知
- ⑦スクールカウンセラーとの定期面談・相談の設定
- ⑧医療機関の受診について

★面談終了後、本人と一緒に下校



児童生徒の自殺関連行動を 発見した際の初動対応 つづき①

校長へ迅速に報告

校長による報告(第一報)

教育委員会事務局
(指導主事へ)

校内の危機対応組織の招集

- ・生徒指導主事・教育相談担当、学年主任、担任、養護教諭、生徒と関りの深い教員、スクールカウンセラー等による協議
- ・必要に応じて緊急ケース会議の実施

①事実関係の確実な把握

- ◆多方面からの情報収集
→聞き取りの他、アンケートの記述や作文、制作物
- ◆いじめの有無
- ◆教師の指導内容

- ・スーパーバイザー派遣検討
- ・情報共有
- ・助言
- ・関係機関との連携

②緊急対策会議の実施

- ◆収集することができた情報の共有
- ※いじめの有無
- ※教師の指導内容

★具体的対応策の決定

当該児童生徒への対応

当該児童生徒の保護者への対応

周囲の児童生徒の対応



いのち支える

緊急対策会議

- ①本人のケア → 祖父母と担任/学年主任
→ **スクールカウンセラー**との定期面談
- ②医療へのつながり → **保健所・保健師**
- ③家庭に対する支援 → **要保護児童対策地域協議会**
- ④他の生徒のケア → 学年の教員
- ⑤本人のこだわりの強さ／発達障害？
→ **教育委員会特別支援教育係**
- ⑥原因・きっかけの解明
「なぜ、クリスマスなのか」の解明





いのち支える

緊急対策会議（その後）

- ① **スクールカウンセラー**との定期面談 → **実現**
- ② 医療へのつなぎ → 予約を取るのに数か月待ち
- ③ 家庭に対する支援 → **要保護児童対策地域協議会**
→ 担当者を明確にし、祖父母と連絡をとれるようにした。
- ④ 他の生徒のケア → **実現**
- ⑤ 本人のこだわりの強さ／発達障害？
→ **教育委員会特別支援教育係**
→ 特別支援教室の活用



緊急対策会議（その後）



⑥ 原因・きっかけの解明

「なぜ、クリスマスなのか」の解明

- ◆ クリスマスイブに、母の家でクリスマスパーティが計画されていることが判明 → これに参加したくない
- ◆ 母と海外生活を行ったとき、言語の関係で、学校で学ぶことができなかった。
- ◆ 母は、勉強に対して、厳しい
→ 母が原因・きっかけであることが判明
など、新たな情報を本人等から得ることができた。



緊急対策会議（その後）

⑦ 祖父が心労で倒れる（入院）

⑧ 父が海外から帰国



- ◆ 父と本人がじっくりと話す時間を確保。
母の言いなりにならなくてよくなった。
- ◆ クリスマスパーティは、欠席することに
- ◆ 成績や進学についても父が寛容に



児童生徒の自殺関連行動を 発見した際の実際の動き

当該児童生徒への対応

◆当該児童生徒の支援

- 保護者(祖父母、父)
- 学校
 - ・スクールカウンセラー
 - ・担任、学年主任
 - ・特別支援教育担当(巡回指導)
- 医療機関(準備は進めた)

一人にしない、安心させる、傾聴する

- ◆児童生徒のペースに合わせて話を聞く、安心させること
- ◆安全確保
- ◆再発防止に向けた心理教育の実施
- ◆確実な見守り
 - ・見守り体制の確立
 - ・一人で下校させない
 - ・定期的なスクールカウンセラー面談

<ストレスの低減>

- ◆母との関係の修復 → 父より母への状況説明
 - ◆進学/進路のサポート → 幅広い進路選択と適合性の高い進学先の選定
 - ◆特別支援教育 → 本人の拘り、思い込みの解消、多面的な見方・考え方
- <安心感の提供>
- ◆いつでも相談できる体制の提供

当該児童生徒の 保護者への対応

◆保護者支援

- 学校
 - ・スクールカウンセラー
 - ・担任、学年主任
- 子ども・家庭支援センター

希死念慮の原因が
保護者である場合に該当
(子家セン、児相の情報が必要)

- ◆情報共有と相談
- ◆背景事情の把握
- ◆自宅における見守り体制の確認
 - ・家庭内危険物の除去
- ◆翌日以降の登下校の方法を確認
- ◆医療関係についての情報提供
- ◆要保護対策児童地域協議会等の支援情報の提供

周囲の児童生徒への対応

◆周囲の児童生徒支援

- 学校
 - ・学年主任、学年担当
- 各生徒の保護者

- ◆影響を受けそうな児童生徒への配慮と心理教育(SCとの密接な連携)
 - ・定期的な面談
- ◆各生徒の保護者との共通理解・連携
- ◆友人間の調整



いのち支える

事例紹介<その2>

世帯の状況

- 父、母、母方の祖父母

- 本人(高校2年生)

- 高校2年生、女子。家族の期待を過度に受けて、当該生徒本人の意思が尊重されないことにストレスをため込んできた模様。加えて、母と同居している祖父母が不和で、そのやり取り、会話もストレスの要因となっている。
- 中学校時代からリストカットを繰り返していたが、そのことを家族や中学校は知り得ていなかった。その後、高校1年にオーバードーズを初めて行い、高校2年(今年)のはじめあたりからオーバードーズを毎日(1回に数十錠服用)するようになった。

*個人情報については加工しています。



いのち支える

緊急対策会議/対応の概要

- ①学校で支援会議（**教頭**、父、**地域の保健師・SSW**）を開催。今後の家庭での対応について話しあう。自宅で緊急性が高くなったとき（本人が行動に出た場合）は救急車を呼ぶことを確認する。
- ②医療受診については、**精神科医師**で診察する準備を進めることに。学校が生徒の情報をまとめ、医師あてに共有する。
- ③ほどなくして、本人より体調が良くないため、病院に行きたいと担任に相談があった。その際、内科ではなく、精神科を勧め、**医師**の診療を受けることができた。



いのち支える

緊急対策会議/対応の概要

- ④母と本人とで受診し、診断名は適応障害。本人から**医師**に気持ち安定する薬が欲しいという事から処方。毎日内服することとなる。
- ⑤その1週間後、母親単独で受診する。当該生徒の困りごとについての発言（祖父母が母親に強く当たるのがうるさい等）について、**医師**から母親に共有した。
- ⑥さらに10日後、当該生徒のみで受診する。**医師**は、現在の状況や心境、今後のことについて、聞き取る。抗不安薬は効いているかは分からないとのこと。



いのち支える

緊急対策会議/対応の概要

- ⑦そこから約1週間後、**養護教諭**が当該生徒の異変を察知し、保健室で確認したところ、持っていた薬を見せて、自宅で、登校前にオーバードーズをしたことを告白。
- ⑧当該生徒からは、進路を決めるたびに両親とトラブル(中学から高校、高校から次の進路についても意見が不一致)になっていると告げられる。
- ⑨**教頭**が同乗し、病院に搬送。両親も駆けつける。教頭から両親に対し、改めて「家庭での人間関係や両親、祖父母の期待が大きな負担となっている様子である」ことを伝える。



いのち支える

緊急対策会議/対応の概要

- ⑩これまで、当該生徒は、両親、特に母親には自分の希死念慮やその言動について伝えないでほしい、という意向が強かったが、これで両親に隠すことがなくなり、当該生徒の希死念慮やそれに関する言動についてオープンに情報共有することが可能となった。両親もこれを機に危機感を持ち始め、当該生徒への態度が徐々に軟化する。
- ⑪当該生徒はこのまま病院で検査と解毒を行う。翌日、**精神科ドクター**の診察を受け、その後、両親が**精神科ドクター**と面談し、その状況は学校にも伝えられた。そこから学校は長期休業に入るが、当該生徒の様子についての確認を継続し、休業明けに支援者会議を開催する予定とした。



緊急対策会議/対応の概要

- ⑫学校が、お子さん（当該生徒）の命を守り・支えるためには、**医療の連携**（本人の受診状況等を確認するなど、学校と病院との情報共有）が必要であるということを、両親に対して説明し、承諾を得ることができた。
- ⑬さらに、長期休業の間も、当該生徒が、保健室へ通えるようにすることと、母親のサポートも**SSW**と**保健師**が行っていくことを確認。
- ⑭数日後、緊急入院している病院の精神科に、安全確保のため入院（診断名は統合失調症）することとなったが、約2週間後、本人の希望で退院した。



緊急対策会議/対応の概要

- ⑮退院の数日後、母が来校。本人の様子としては、不安定で、座ってられない、夜眠れない、幻聴などがあるが、ただ、「学校には行きたい」と言っている。授業参加は難しいと思われるので保健室にて対応することとなった。
- ⑯その後、当該生徒は新学期が始まってもなかなか授業に参加できず、保健室で対応している状況が続き、進級に必要な単位の修得が厳しいことから、**通信制(私立)**へ転学することになった。
- ⑰転学前に高校で支援会議を行い、居住自治体の**社会福祉士**に参加してもらい、母親と**社会福祉士**につなぐことに成功し、学校ではなく、**社会福祉士**を中心に支援を継続することとなった。



児童生徒の自殺関連行動を 発見した際の実際の動き

当該児童生徒への対応

◆当該児童生徒の支援

- 保護者(祖父母、父、母)
- 学校
 - ・教頭
 - ・養護教諭
 - ・スクールカウンセラー
- 医療機関

一人にしない、安心させる、傾聴する

- ◆児童生徒のペースに合わせて話を聞く、安心させること
- ◆安全確保
- ◆再発防止に向けた心理教育の実施
- ◆確実な見守り
 - ・見守り体制の確立
 - ・保健室登校

<ストレスの低減>

- ◆ストレスの原因について、保護者への説明
 - ◆高校の進級・卒業を可能とするために、通信制への転学
- ### <安心感の提供>
- ◆いつでも相談できる体制の提供
 - ◆社会福祉士との連携
- ### <医療との連携>

当該児童生徒の 保護者への対応

◆保護者支援

- 学校
 - ・教頭
 - ・養護教諭
 - ・スクールソーシャルワーカー
- 社会福祉士

- ◆情報共有と相談
- ◆背景事情の把握と説明
- ◆自宅における見守り体制の確認
 - ・家庭内危険物の除去
- ◆医療へのつなぎ
- ◆社会福祉士へのつなぎ

希死念慮の原因が
保護者である場合に該当

周囲の児童生徒への対応

◆周囲の児童生徒支援

- 学校
 - ・教頭
 - ・学年主任、学年担当

- ◆影響を受けそうな児童生徒への配慮と心理教育(SCとの密接な連携)
 - ・定期的な面談

要支援生徒が出なかった



事例紹介<その3> (学生ではない)

世帯の状況

- 母親(42歳) パート勤務
- **長男(22歳) 左官業**
 - 長男が自宅で過量服薬し救急搬送される
- 二男 中学生
- 三男 小学生

*個人情報については加工しています

※生活困窮者支援事業を活用している事例になります。

希死念慮の認知



- ①長男が自宅で過量服薬し救急搬送される
- ②救急病院が長男の同意を得て保健所に報告
- ③保健所から市の健康推進課に連絡がある

自殺未遂者の再企図防止支援事業

(当該県全ての圏域で実施)

救急告示病院を受診した自殺未遂者やその家族等に対して相談支援を行い、再企図を防止することを目的とし実施する。

本人からの聞き取り

健康推進課の保健師と
自立相談支援機関の相談員
と一緒に自宅訪問する



- 母親は離婚後、子どもの養育を放棄
- 長男は、家事をしながら弟たちの世話をしてきた
- 弟が不登校のため学校とのやり取りもした
- 給料は、生活費にいれてきた
- 足りないお金は、カード借金で支払った

これ以上家族を支えるのは
しんどい…



生活困窮者支援会議の開催

保健所からの情報提供を受けて「支援会議」を実施する（ケース毎にメンバーを選定）



- 健康推進課 (メンタルヘルス)
- 家庭児童相談室 (児童虐待)
- 子育て家庭支援課 (ひとり親支援)
- 学校教育課/教育委員会 (不登校)
- 医療機関 (医療ソーシャルワーカー)

*事務局

自立相談支援機関 (生活困窮者支援)



自殺関連行動を 発見した際の実際の動き

当該本人への対応

- ◆こころの相談・見守りの家庭訪問
(健康推進課)
- ◆精神科の受診調整・同行
(健康推進課)
(自立相談支援機関)
(医療ソーシャルワーカー)
- ◆一人暮らしのための
賃貸住宅入居支援
(自立相談支援機関)
- ◆借金の債務整理
(弁護士)
(自立相談支援機関)

当該児童生徒の 保護者への対応

- ◆子どもの養育支援
(家庭児童相談室)
- ◆増収のための就労支援
(子育て家庭支援課)
- ◆住居確保給付金の受給
*住宅手当
(自立相談支援機関)

家族(兄弟)への対応

- ◆不登校の対応
(学校教育課)
(家庭児童相談室)
- ◆子どもの学習・生活支援
*学習支援と居場所
(NPO法人)

希死念慮の原因・動機が保護者や家族に起因する場合に該当

長男の置かれてきた状況を少しでも改善・緩和するための手立てについて、行政支援をする

- 母親は離婚後、子どもの**養育を放棄**
- 長男は、家事をしながら弟たちの世話をしてきた
- 弟が**不登校**のため学校とのやり取りもした
- 給料は、**生活費**にいらてきた
- 足りないお金は、カード**借金**で支払った

生活困窮者支援事業を
活用した行政支援

情報の把握 (誰かが自殺の危機に気付く)

- ・自殺をほのめかす会話や発言、メモや絵、SNS等ネットへの書き込み
- ・保護者や友人等からの自殺の危機や、心配についての連絡
- ・自傷行為
- ・大量服薬 など

他機関からの情報収集

- 【要保護児童対策連絡協議会として】
- ・要保護児童対策地域協議会から虐待歴等(家庭の状況)を収集
 - ・教育相談室等から相談履歴等の確認
 - ・



生命の危険あり



警察・救急へ



校長へ迅速に報告

校長による報告(第一報)

教育委員会事務局
(指導主事へ)

校内の危機対応組織の招集

- ・生徒指導主事・教育相談担当、学年主任、担任、養護教諭、生徒と関りの深い教員、スクールカウンセラー等による協議
- ・必要に応じて緊急ケース会議の実施

①事実関係の確実な把握

- ◆多方面からの情報収集

②緊急対策会議の実施

- ◆収集することができた情報の共有

- ・スーパーバイザー派遣検討
- ・情報共有
- ・助言
- ・関係機関との連携

★具体的対応策の決定

当該児童生徒への対応

当該児童生徒の保護者への対応

周囲の児童生徒への対応



【まとめ】自治体の自殺担当者が 学校とどう連携して取り組むか

1 教員対象の研修

職層別・職種別のゲートキーパー研修の開催

2 自殺対策の研修会の取組

事例検討・ワークショップ・ロールプレイ



3 処遇困難事例への対応

校内の会議に外部講師を活用した研究会
(発達障害・軽度知的障害・精神疾患の前駆症状・
親の精神障がい等)

4 個別事例への対応

児童生徒の自殺は衝動的な傾向があるため、
緊急事例相談を適時に実施
(教員・自殺対策担当者・子ども家庭支援センター・
保健所・医療機関等)